

1 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画について

(1) 計画の位置づけ(法定計画)

- ・子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定による「市町村行動計画」

(2) 計画の経緯

- ・平成27年3月 第1期浦安市子ども・子育て支援総合計画策定(計画期間:平成27年度～平成31年度)
- ・平成30年3月 第1期浦安市子ども・子育て支援総合計画 中間見直し
- ・令和2年3月 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画策定(計画期間:令和2年度～令和6年度)
- ・令和5年3月 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画策定 中間見直し(予定)

(3) 計画の概要

本計画では、3つの基本理念を踏まえ、五つの施策の方向性により、体系的に子ども・子育て支援関連事業を展開しています。

基本理念

子どもが
健やかに
成長できるまち

安心して、
生き生きと
子育てできるまち

子どもと家庭を
見守り・支え
あえるまち

施策の方向性

【1 安心して産み育てられる環境づくり】

【2 幼児期の教育・保育の充実】

【3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援】

【4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援】

【5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり】

個別事業

【子ども・子育て支援事業計画関連事業】
子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

【次世代育成支援対策関連事業】
次世代育成対策推進法に基づく主要な事業

2 見直しの背景

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)

・市町村は**5年を1期**とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」という。)を定める【第61条】こととされている。

(2)「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号)

・基本指針においては、教育・保育支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、**計画期間の中間年を目安として**、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされている。

(3) 見直しの考え方

・「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日付け内閣府事務連絡)

①教育・保育

教育・保育給付認定区分ごとに、「量の見込み」(計画値)と実績値を比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

②地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

3 見直しの内容

①教育・保育

1号認定、2号認定、3号認定の各認定区分について、当初計画で想定した「量の見込み」と令和4年4月1日までの実績値を比較し、10%以上の乖離がある区分について見直しを行います。

②地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について、当初計画で想定した「量の見込み」と提供体制の確保内容について、令和4年現在の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

③任意記載事項

子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項について、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3年法律第50号)による法改正の内容に即して追加等を行います。

④次世代育成支援対策関連事業

計画策定時(令和2年3月)から実施内容が変更している事業の修正を行います。